平成２６年（フ）第１０３号
栃木県小山市城東１丁目15番１号　ハイツ志光105号
債務者　関根　正喜
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第９１８号
東京都三鷹市上連雀７丁目21番12号エバーグリーンＡ101
債務者　宗田　京子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６３２号
横浜市戸塚区小雀町2311番地　コーポやまもり105号
債務者　野村　芳弘
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８１０号
神奈川県海老名市河原口３丁目２番６―101号
債務者　オノボ広美
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８９９号
横浜市神奈川区白幡上町39番12号　プラネットハウス105号
債務者　田中　佑一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９００号
横浜市旭区中希望が丘148番地１　希望が丘コーポラスＡ棟206号
債務者　犬塚　忍
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９０３号
横浜市神奈川区栗田谷44番34―307号
債務者　西澤　正
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９０７号
横浜市港北区樽町３丁目11番46号　ポート片山204
債務者　鈴木　明
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９５３号
横浜市都筑区茅ケ崎中央26番10―602号
債務者　西　圭介
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９７０号
横浜市中区千代崎町１丁目25番地21　ライオンズマンション横浜山手401号室
債務者　松田　信行
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０００号
横浜市金沢区西柴３丁目37番６号
債務者　金安　誠次
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０４８号
横浜市保土ケ谷区新井町456番地１　レオパレスプレミール103号
債務者　中上　龍志
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１３号
東京都日野市日野台２丁目13番地の17
債務者　小碇　静（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０２９号
東京都西東京市南町４丁目８番５号コートリビエール203号
債務者　谷内　英徳
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５７８号
静岡県焼津市石津1130番地の５
債務者　櫨木ますみ
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月２日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部